

## 港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」といいます）と港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行うサービスについて、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の規定に拘らず、サービスの対象者としてサービスを受ける場合にあっては、利用者の計画に基づく範囲とします。
- 3 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されます。

### 第3条（通所介護計画等）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」、または第一号通所事業に係る計画（以下、「通所介護計画等」といいます）を作成します。事業者はこの通所介護計画等の内容を利用者およびその家族に説明します。

### 第4条（サービスの提供場所・内容）

- 1 サービスの提供場所は港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森です。
- 2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画等に沿ってサービスを提供します。事業者はサービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

### 第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに\_\_\_\_\_の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

## 第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前営業日の午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前営業日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める料金を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、サービスの提供が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。

## 第8条（料金の変更）

- 1 【契約書別紙】で定める利用料金について、給付費体系及び区条例の改定があった場合、事業者は当該サービス料金を変更できるものとします。
- 2 事業者が料金の変更を行った場合、利用者に説明を行った後、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
  - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、2ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
  - ④ 利用者が、事業者の設備や人員で対応できないような医療行為が必要になった場合
  - ⑤ 利用者、代理人、又はその家族等が事業者やサービス従業者或いは他の利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
  - ⑥ 利用者、代理人、又はその家族等が、事業者や職員の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ事業所がこれを防止できないと判断した場合。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

#### 第 10 条（秘密保持）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第 11 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第 12 条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡します。また、医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第 13 条（連携）

- 1 事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員、地域包括支援センター、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の写しを介護支援専門員または地域包括支援センタ

一に送付することができます。

- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員または地域包括支援センターに送付することができます。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員または地域包括支援センターに連絡します。

**第14条（相談・苦情対応）**

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します

**第15条（本契約に定めのない事項）**

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行します。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令、港区立高齢者在宅サービスセンター条例その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

**第16条（裁判管轄）**

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有します。

契約締結日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

**事業者**

<事業者名> 港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森  
(事業所番号 1370303487)

<所在地> 東京都港区白金台五丁目 20 番 5 号

<代表者名> 三宅 大輔 印

**利用者**

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人 極度額：300万円

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

代理人(後見人等) 代理人区分□法廷後見人口□任意後見人口□その他( )

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印